

令和5年長浜市議会定例会

令和6年6月定例会議会

報告・資料

- 2 令和5年度長浜市一般会計予算の繰越明許費の繰越しについて（報告）
- 7 指定専決処分した事項について（報告）
- 30 債権の放棄について（報告）

令和 5 年度長浜市一般会計予算の繰越明許費の繰越しについて（報告）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年度長浜市一般会計予算の繰越明許費の繰越しについて、次のとおり報告します。

令和5年度長浜市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎管理経費	円 42,874,000	円 42,873,600	円 0	市債 38,500,000	円 4,373,600
		地域振興政策費	8,700,000	8,700,000	0	0	8,700,000
		市民まちづくりセンター整備事業費	148,720,000	148,720,000	0	市債 141,200,000	7,520,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳管理事務経費	12,265,000	12,265,000	0	国庫支出金 12,265,000	0
	3 民生費	1 社会福祉費	非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費	893,000,000	186,813,270	0	国庫支出金 186,813,270
低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業費	1,041,186,000		1,041,186,000	0	国庫支出金 1,041,186,000	0	
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種推進事業費	17,395,000	15,394,977	0	国庫支出金 15,394,977	0
		地域医療推進事業費	57,000,000	57,000,000	0	市債 51,300,000	5,700,000
6 農林水産業費	1 農業費	農業経営支援事業費	139,793,000	139,793,000	0	県支出金 139,793,000	0
		農業用施設等維持管理事業費	50,964,000	49,114,000	0	県支出金 44,070,000	5,044,000
		土地改良事業費	5,500,000	5,500,000	0	県支出金 4,500,000	1,000,000
	2 林業費	林道治山整備事業費	23,000,000	18,360,000	0	県支出金 18,360,000	0
	7 商工費	1 商工費	地域経済活性化対策事業費	1,000,000	1,000,000	0	0
宿泊・滞在型観光推進事業費			224,555,000	224,555,000	0	国庫支出金 8,165,000	216,390,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8 土木費	2 道路橋梁費	雪寒対策費	141,800,000	130,590,840	0	国庫支出金 68,614,000 市債 16,000,000	45,976,840
		スマートインター整備事業費	14,000,000	14,000,000	0	国庫支出金 3,515,000	10,485,000
		補助道路整備事業費	88,080,000	59,900,000	0	国庫支出金 16,000,000 県支出金 25,589,300	18,310,700
		橋梁長寿命化事業費	125,300,000	125,300,000	0	国庫支出金 60,115,000	65,185,000
	4 都市計画費	田村駅周辺整備事業費	25,520,000	25,520,000	0	国庫支出金 10,404,000 市債 14,300,000	816,000
		都市公園整備事業費	169,000,000	52,546,700	0	国庫支出金 20,400,000 市債 30,500,000	1,646,700
		補助街路整備事業費	74,028,000	70,027,069	0	国庫支出金 34,513,000 市債 22,700,000	12,814,069
	5 住宅費	市営住宅整備事業費	10,200,000	10,200,000	0	0	10,200,000
	10 教育費	2 小学校費	64,000,000	64,000,000	0	国庫支出金 20,156,000 市債 39,700,000	4,144,000
		4 幼稚園費	110,400,000	110,400,000	0	国庫支出金 26,854,000 市債 52,800,000	30,746,000
合 計			3,488,280,000	2,613,759,456	0	国庫支出金 1,524,395,247 県支出金 232,312,300 市債 407,000,000 その他 0	450,051,909

■令和5年度長浜市一般会計繰越明許費事項別明細書

(単位:円)

課名	款	項	事業名	節	翌年度繰越額	繰越理由
総務課	総務費	総務管理費	本庁舎管理経費	工事請負費	42,873,600	【本庁舎照明器具改修工事】 複数年契約における前金払分の予算について、契約相手方が完成払を選択されたため。
市民活躍課	総務費	総務管理費	地域振興政策費	工事請負費	8,700,000	【宇根本集会所解体工事】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。
市民活躍課	総務費	総務管理費	市民まちづくりセンター整備事業費	工事請負費	148,720,000	【神田まちづくりセンター整備工事】 複数年契約における前金払分の予算について、契約相手方が完成払を選択されたため。
市民課	総務費	戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳管理事務経費	委託料	12,265,000	【戸籍総合システム及び住民記録システム改修業務委託】 3月補正予算計上したものであり、適正な業務期間を確保するため。
社会福祉課	民生費	社会福祉費	非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費	報酬	1,292,472	【非課税世帯等臨時特別給付金】 非課税世帯等臨時特別給付金の支給について、支給期間が令和6年度にまたぐため。
				職員手当等	278,000	
				共済費	294,659	
				需用費	40,761	
				役務費	2,955,154	
				委託料	2,742,224	
				負担金、補助及び交付金	179,210,000	
社会福祉課	民生費	社会福祉費	低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業費	報酬	12,300,000	【低所得者支援及び定額減税補足給付金】 低所得者支援及び定額減税補足給付金の支給について、支給期間が令和6年度となるため。
				職員手当等	4,567,000	
				共済費	2,740,000	
				旅費	440,000	
				需用費	266,000	
				役務費	9,491,000	
				委託料	26,382,000	
				負担金、補助及び交付金	985,000,000	
健康推進課	衛生費	保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種推進事業費	役務費	390,000	【新型コロナウイルスワクチン接種推進事業】 新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種の接種費用の支払いやワクチンの廃棄等の残務処理を行う必要があるため。
				委託料	15,004,977	
地域医療課	衛生費	保健衛生費	地域医療推進事業費	工事請負費	57,000,000	【旧塩津診療所解体工事】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。
農業振興課	農林水産業費	農業費	農業経営支援事業費	負担金、補助及び交付金	139,793,000	【担い手確保・経営強化支援事業補助金】 3月補正予算計上したものであり、交付先の事業者の適正な事業期間を確保するため。

課名	款	項	事業名	節	翌年度繰越額	繰越理由
田園整備課	農林水産業費	農業費	農業用施設等維持管理事業費	委託料	19,650,000	【湖北下草西地区事業計画書策定業務委託】 人件費の高騰や積算方法の改定により、追加予算を9月補正予算で計上したもので、適正な工期を確保するため。
				工事請負費	29,464,000	【北郷里地区内井川改修工事】 工事期間中において、生活用水を確保するため、地元からの申し出により仮設水路の計画の変更が必要となり、当該変更に時間を要し、年度内の完了が困難となったため。
田園整備課	農林水産業費	農業費	土地改良事業費	委託料	5,500,000	【美濃山溜池廃池測量設計】 3月補正予算計上したものであり、適正な業務期間を確保するため。
田園整備課	農林水産業費	林業費	林道治山整備事業費	工事請負費	18,360,000	【林道大吉寺線開設工事】 令和5年6月豪雨等の影響により、林道法面に局地的な地形の変化が見受けられ、構造変更の設計見直しに不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。
商工振興課	商工費	商工費	地域経済活性化対策事業費	負担金、補助及び交付金	1,000,000	【事業所用太陽光発電設備等導入促進補助金】 令和7年度末までの完了を要件として募集した当該補助事業について、12月補正予算にて今年度完了予定分を予算化したものの、一部事業者について、社会情勢の影響により事業進捗が遅れ、年度内の完了が困難となったため。
文化観光課	商工費	商工費	宿泊・滞在型観光推進事業費	委託料	17,964,000	【周遊観光実証実験事業】 3月補正予算計上したものであり、適正な事業期間を確保するため。 【宿泊観光実証実験事業】 3月補正予算計上したものであり、適正な事業期間を確保するため。
				負担金、補助及び交付金	206,591,000	【地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業負担金】 3月補正予算で計上したものであり、適正な事業期間を確保するため。 【旧国民宿舎つつらお荘譲渡促進交付金】 3月補正予算計上したものであり、適正な事業期間を確保するため。
道路河川課	土木費	道路橋梁費	雪寒対策費	備品購入費	22,700,000	【除雪車購入】 除雪車両部品の供給が不安定で、車両の納品に日数を要するため。
北部建設課	土木費	道路橋梁費	雪寒対策費	工事請負費	82,000,000	【市道田部廣瀬線他消雪設備】 9月補正予算で計上したものであり、適正な工期を確保するため。 【市道田部廣瀬線他消雪設備工事】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。
				備品購入費	25,890,840	【除雪車購入】 除雪車両部品の供給が不安定で、車両の納品に日数を要するため。
道路河川課	土木費	道路橋梁費	スマートインター整備事業費	負担金、補助及び交付金	14,000,000	【神田SIC整備】 詳細設計に伴う関係機関協議・調整に不測の期間を要したことから、適正な工期を確保するため。
北部建設課	土木費	道路橋梁費	補助道路整備事業費	工事請負費	59,900,000	【田部木之本線整備事業】 工事区間に想定していない水道バルブが出現し、急遽断水工事を行うための検討及び関係者との協議に不測の日数を要したことから、年度内の完了が困難となったため。
北部建設課	土木費	道路橋梁費	橋梁長寿命化事業費	工事請負費	125,300,000	【橋梁雨之森橋補修工事・橋本橋他補修工事】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。
都市計画課	土木費	都市計画費	田村駅周辺整備事業費	工事請負費	25,520,000	【田村駅東口待合シェルター新築工事】 複数年契約における前金払分の予算について、契約相手方が完成払を選択されたため。
都市計画課	土木費	都市計画費	都市公園等管理事業費	工事請負費	52,546,700	【豊公園再整備】 9月補正予算で計上したものであり、適正な工期を確保するため。
道路河川課	土木費	都市計画費	補助街路整備事業費	工事請負費	12,425,829	【地福寺神照線整備事業】 支障物件（墓地及び建物）の移転について地元・地権者等との協議・調整に不測の日数を要したことから、適正な移転準備期間を確保できないため。
				公有財産購入費	1,976,940	【大成玄山階線整備事業】 隣接地で行われている土地区画整理事業の工事の進捗に合わせて施工するため。
				補償、補填及び賠償金	55,624,300	支障物件の適正な移転準備期間を確保するため。
住宅課	土木費	住宅費	市営住宅整備事業費	工事請負費	10,200,000	【改良住宅長浜団地解体工事】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。
教育総務課	教育費	小学校費	小学校校舎等維持管理経費	工事請負費	64,000,000	【富永小学校空調設備更新工事】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。
教育総務課	教育費	幼稚園費	幼稚園園舎等維持管理経費	工事請負費	110,400,000	【長浜・長浜北幼稚園空調設備更新工事】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。 【南郷里・長浜北・長浜西幼稚園トイレ改修工事】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。

指定専決処分した事項について（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をした。

番号	専決 処分日	事件内容	相手方	損害賠償額	担当課
指定専決 第 5 号	令和 6 年 3 月 26 日	令和 6 年 2 月 7 日に長 浜市川道町地先で発生 した、市道の管理瑕疵 に起因する物損事故		25,100 円	道路河川課
指定専決 第 6 号	令和 6 年 3 月 26 日	令和 6 年 2 月 8 日に長 浜市川道町地先で発生 した、市道の管理瑕疵 に起因する物損事故		14,000 円	道路河川課
指定専決 第 7 号	令和 6 年 3 月 26 日	令和 6 年 2 月 8 日に長 浜市新旭町地先で発生 した、市道の管理瑕疵 に起因する物損事故		80,550 円	道路河川課
指定専決 第 8 号	令和 6 年 3 月 29 日	令和 6 年 2 月 7 日に長 浜市川道町地先で発生 した、市道の管理瑕疵 に起因する物損事故		62,975 円	道路河川課
指定専決 第 11 号	令和 6 年 3 月 31 日	令和 6 年 1 月 19 日に 長浜市湖北町海老江地 先で発生した、公用車 による物損事故		235,000 円	しょうがい 福祉課
指定専決 第 12 号	令和 6 年 4 月 2 日	令和 5 年 12 月 30 日 に長浜市高月町唐川地 先で発生した、公用車 による物損事故		17,930 円	防災危機管 理課
指定専決 第 13 号	令和 6 年 5 月 20 日	令和 6 年 1 月 25 日に 長浜市湖北町青名地先 で発生した、公用車に よる物損事故		493,900 円	道路河川課

個人情報保護の観点から氏名等の取扱いについて、特段のご配慮をお願いします。

令和5年度長浜市一般会計補正予算（第10号）

令和5年度長浜市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,812,471千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,137,943千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和6年3月29日

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		444,000	△6,658	437,342
	1 地方揮発油譲与税	101,000	△3,346	97,654
	2 自動車重量譲与税	300,000	△5,598	294,402
	4 森林環境譲与税	43,000	2,286	45,286
3 利子割交付金		11,000	△3,856	7,144
	1 利子割交付金	11,000	△3,856	7,144
4 配当割交付金		92,000	10,138	102,138
	1 配当割交付金	92,000	10,138	102,138
5 株式等譲渡所得割交付金		74,000	38,128	112,128
	1 株式等譲渡所得割交付金	74,000	38,128	112,128
6 法人事業税交付金		252,000	84,481	336,481
	1 法人事業税交付金	252,000	84,481	336,481
7 地方消費税交付金		2,830,000	△117,850	2,712,150
	1 地方消費税交付金	2,830,000	△117,850	2,712,150
8 環境性能割交付金		75,000	4,554	79,554
	1 環境性能割交付金	75,000	4,554	79,554
9 地方特例交付金		117,723	24,885	142,608
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	24,885	24,885
10 地方交付税		15,051,510	1,784,440	16,835,950
	1 地方交付税	15,051,510	1,784,440	16,835,950
11 交通安全対策特別交付金		12,000	△1,359	10,641
	1 交通安全対策特別交付金	12,000	△1,359	10,641
15 県支出金		4,168,859	△4,432	4,164,427
	2 県補助金	1,597,445	△4,432	1,593,013
歳入合計		60,325,472	1,812,471	62,137,943

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		7,249,099	1,812,471	9,061,570
	1 総務管理費	6,406,096	1,812,471	8,218,567
歳 出 合 計		60,325,472	1,812,471	62,137,943

令和 5 年度長浜市一般会計
補正予算（第 1 0 号）説明書
専 決 処 分

歳入

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1 地方揮発油譲与税	101,000	△3,346	97,654
計	101,000	△3,346	97,654

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1 自動車重量譲与税	300,000	△5,598	294,402
計	300,000	△5,598	294,402

(款) 2 地方譲与税

(項) 4 森林環境譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1 森林環境譲与税	43,000	2,286	45,286
計	43,000	2,286	45,286

(款) 3 利子割交付金

(項) 1 利子割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 利子割交付金	11,000	△3,856	7,144
計	11,000	△3,856	7,144

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 配当割交付金	92,000	10,138	102,138
計	92,000	10,138	102,138

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 株式等譲渡所得割交付金	74,000	38,128	112,128
計	74,000	38,128	112,128

(款) 6 法人事業税交付金

(項) 1 法人事業税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 法人事業税交付金	252,000	84,481	336,481
計	252,000	84,481	336,481

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方揮発油譲与税	△3,346	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 自動車重量譲与税	△5,598	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 森林環境譲与税	2,286	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 利子割交付金	△3,856	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 配当割交付金	10,138	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 株式等譲渡所得割交付金	38,128	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 法人事業税交付金	84,481	

(款) 7 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 地方消費税交付金	2,830,000	△117,850	2,712,150
計	2,830,000	△117,850	2,712,150

(款) 8 環境性能割交付金

(項) 1 環境性能割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 環境性能割交付金	75,000	4,554	79,554
計	75,000	4,554	79,554

(款) 9 地方特例交付金

(項) 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 新型コロナウイルス感染症対策地方 税減収補填特別交付金	0	24,885	24,885
計	0	24,885	24,885

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1 地方交付税	15,051,510	1,784,440	16,835,950
計	15,051,510	1,784,440	16,835,950

(款) 11 交通安全対策特別交付金

(項) 1 交通安全対策特別交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 交通安全対策特別交付金	12,000	△1,359	10,641
計	12,000	△1,359	10,641

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 総務費県補助金	133,860	△4,432	129,428
計	1,597,445	△4,432	1,593,013

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方消費税交付金	△117,850	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 環境性能割交付金	4,554	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 新型コロナウイルス感染症 対策地方税減収補填特別交 付金	24,885	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	1,784,440	特別交付税 1,784,440

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 交通安全対策特別交付金	△1,359	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	△4,432	自治振興交付金 △4,432

歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 財務管理費	1,396,875	1,812,471	3,209,346				1,812,471
計	6,406,096	1,812,471	8,218,567				1,812,471

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
24 積立金	1,812,471	□公有財産管理事務経費	1,812,471
		地域福祉基金積立金	312,471
		教育施設整備基金積立金	500,000
		まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金積立金	200,000
		子ども未来教育基金積立金	200,000
		公共施設等総合管理基金積立金	600,000

長浜市税条例の一部改正について

長浜市税条例の一部を改正する条例を次のように制定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、専決処分する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市税条例の一部を改正する条例

長浜市税条例（平成18年長浜市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第71条第2項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第2項第1号中「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6、第34条の7から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額

（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。））、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に

相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定す

る特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。
 - (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除）

- 第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条

第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6、第34条の7から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項」を「第34条の9第1項」に、「、「第34条の6」を「「第34条の6」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条」とあるのは「前条、附則第8条第2項」と、前条中「附則第7条の4」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項」とする」に改める。

附則第10条の2中第16項を第17項とし、第15項を第16項とし、第14項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の2中第14項を削り、第13項を第14項とし、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1

項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12条の2の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の5の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第16条の6及び第16条の7中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第16条の8中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第16条の9中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「課税標準額」を「課税標準」に改める。

附則第16条の10の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第16条の13中「附則第16条の5、第16条の6」を「附則第16条の6」に、「第16条の12」を「前条」に改める。

附則第16条の14中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

附則第16条の15の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項中「次の」を「次に」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の長浜市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

債権の放棄について（報告）

長浜市債権管理条例（平成 25 年長浜市条例第 26 号）第 11 条第 1 項の規定により下記のとおり債権を放棄しましたので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

令和 5 年度長浜市債権管理条例に基づく債権放棄一覧

担当部署	債権の名称	件数	債権の額	条例第 11 条第 1 項該当事由
一般会計				
都市建設部 住宅課	住宅使用料	2 件	434,680 円	第 1 号
	損害金	1 件	15,630 円	第 1 号
	住宅新築資金	1 件	6,062,276 円	第 1 号
	持家住宅建設特別資金	1 件	1,854,510 円	第 1 号
健康福祉部 こども家庭支援課	放課後児童クラブ 保護者負担金	1 件	11,000 円	第 4 号
教育委員会事務局 幼児課	幼稚園保育料	1 件	60,000 円	第 6 号
	一時預かりサービス利用料	2 件	12,940 円	第 1 号
合 計		9 件	8,451,036 円	

令和5年度における債権放棄について

1. 一般会計

担当課	債権の名称	債権額(円)	放棄年月日	債権発生日	放棄した事由(根拠法令等)
住宅課	住宅使用料	21,530	令和6年3月31日	平成22年8月1日から平成23年6月30日	期間満了(条例第11条第1項第1号)
		413,150	令和6年3月31日	平成7年2月1日から平成18年3月31日 平成18年6月1日から平成19年3月31日	期間満了(条例第11条第1項第1号)
	損害金	15,630	令和6年3月31日	平成23年6月1日から平成23年10月31日	期間満了(条例第11条第1項第1号)
	住宅新築資金	6,062,276	令和6年3月31日	昭和58年5月1日から平成11年12月31日	期間満了(条例第11条第1項第1号)
	持家住宅建設特別資金	1,854,510	令和6年3月31日	平成11年3月1日から平成11年3月31日	期間満了(条例第11条第1項第1号)

小計 8,367,096

担当課	債権の名称	債権額(円)	放棄年月日	債権発生日	放棄した事由(根拠法令等)
こども家庭支援課	放課後児童クラブ保護者負担金	11,000	令和6年3月31日	平成25年4月1日から平成25年4月30日	所在不明(条例第11条第1項第4号)

小計 11,000

担当課	債権の名称	債権額(円)	放棄年月日	債権発生日	放棄した事由(根拠法令等)
幼児課	幼稚園保育料	60,000	令和6年3月31日	平成27年4月1日	徴収停止後相当期間経過(条例第11条第1項第6号)
	一時預かりサービス利用料	10,640	令和6年3月31日	平成21年3月1日	期間満了(条例第11条第1項第1号)
		2,300	令和6年3月31日	平成24年6月1日	期間満了(条例第11条第1項第1号)

小計 72,940

総合計	8,451,036
-----	-----------